

# 道路反射鏡(カーブミラー)設置等基準

交通安全県民運動  
～マナーアップみやぎ運動～

「交通ルール 守るあなたが 守られる」

東松島市

令和4年12月1日

## 1. はじめに

本基準は、東松島市がカーブミラー設置等を行う場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、自動車の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置を行うものです。遠近感が分かりにくい等のカーブミラーの特性上のデメリットに加え、カーブミラーのみを注視することによる歩行者巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しております。あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視確認が原則です。カーブミラーを過信せず直接目視での安全確認を確実に行うことが大切です。

## 2. カーブミラーの特性について

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、**原則、自動車同士の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置**を行うものです。カーブミラーの設置を行うと次のようなメリット、デメリットがあります。

### (1) メリット

- ① 視距が足りない交差点またはカーブにおいては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、視距が足りず危険な交差点であると認識できる。

### (2) デメリット

- ① 図1のとおり、カーブミラーでは見えない部分(死角)が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ② 接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。

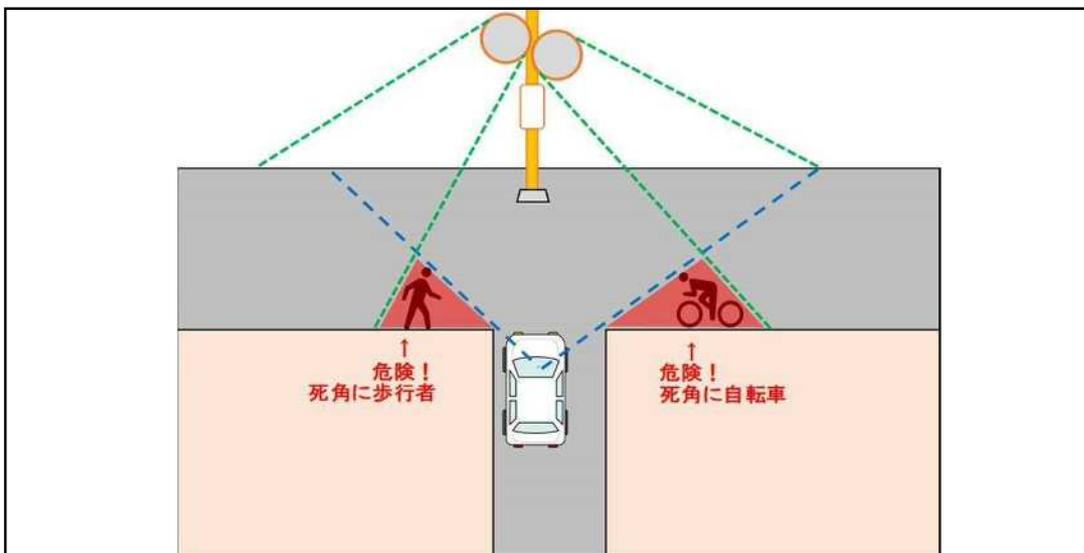


図1 カーブミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、事故が発生する事態となっています。カーブミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルールの無視を助長してしまうケースが増えています。これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

**※カーブミラーはあくまで安全確認の【補助施設】であり、安全確認は運転者自身の直接目視確認が原則です。**

### 3. カーブミラーの設置について

カーブミラーには前記のような特性があるため、基本的には自治会の要望に応じて現地を調査します。直接目視での安全確認が可能な場所については、設置の要望に沿えないことがあります。設置が必要な場所については各自治会より、多数の要望があるため、優先順位をつけて設置の判断を行い、その中で以下の場所については、設置を行わないものとします。

#### (1)カーブミラーを設置しない場合

下記の場所については、利用者が限定されるため、設置は行いません。  
なお私有地等から公道に入る場合は、一時停止義務があります(道路交通法第17条)。

- ① 私道と市道の交差点又は私道内(図2)。
- ② 個人宅や事業所、施設等からの出入口(図3)。

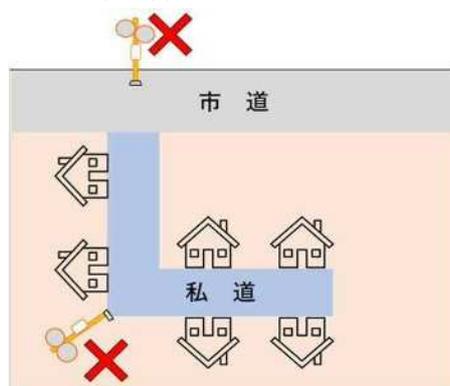


図2

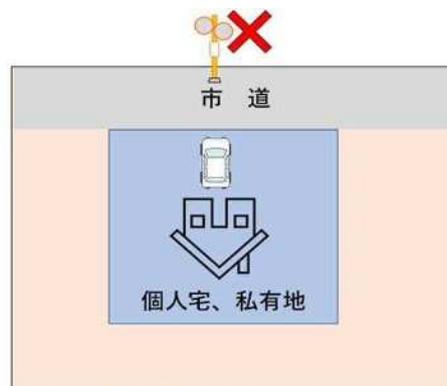


図3

#### (2)カーブミラーを設置できない場合

東松島市で定めた構造のカーブミラーを、道路の通行又は利用上において側溝等の設置があり安全に通行ができない場合はカーブミラーの設置を行いません。

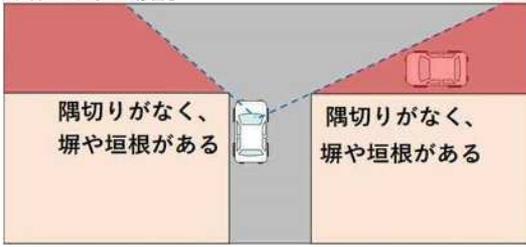
また、原則として私有地にカーブミラーの設置は行いません。

◎交差点等における一般的な設置の判断基準例

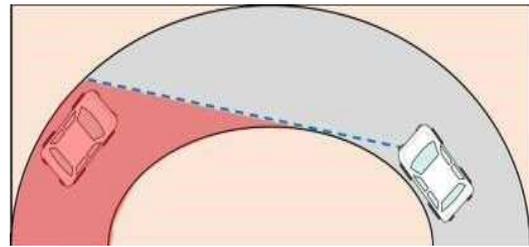
カーブミラーの設置は、下記の例を基本として、判断しています。

設置を検討する例

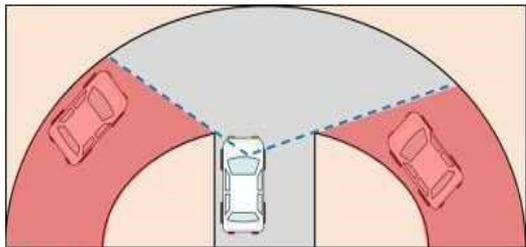
①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。



③急カーブで、見通しが確保できない場合。

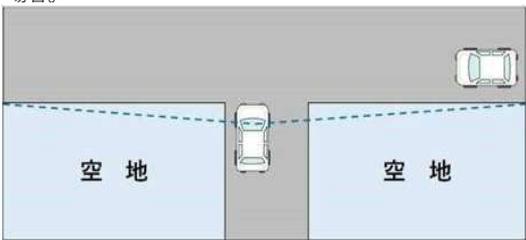


②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。

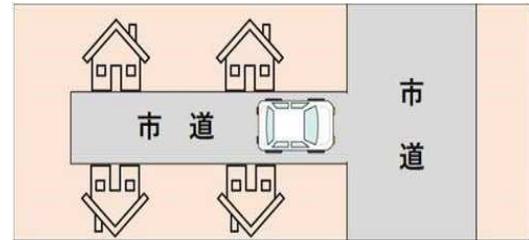


設置しないと判断する例  
(法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)

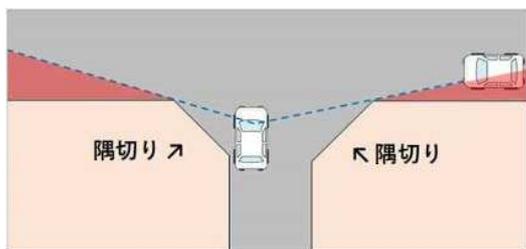
①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。



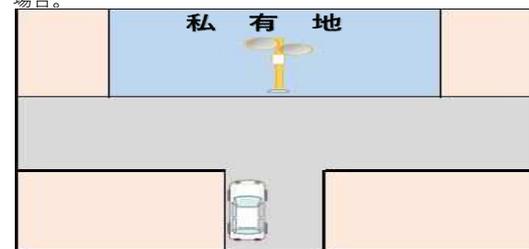
⑤行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。



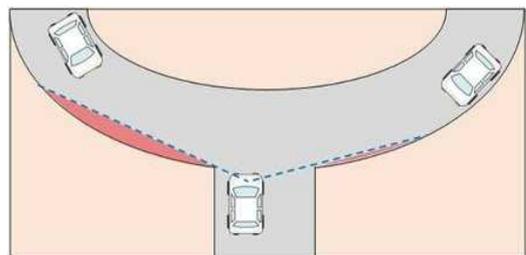
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。



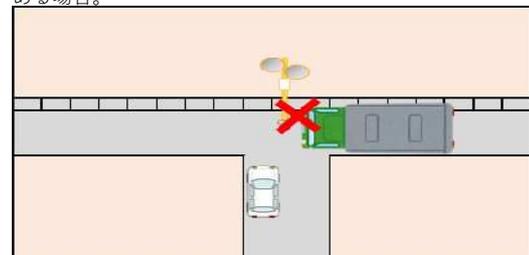
⑥設置要望箇所の土地所有者が個人や事業者等の私有地の場合。



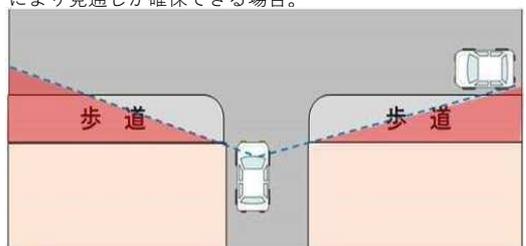
③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。



⑦道幅が狭く、車両や歩行者の通行に障害となる可能性がある場合。



④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。



#### 4. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- (1) 私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- (2) カーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合(図4)。

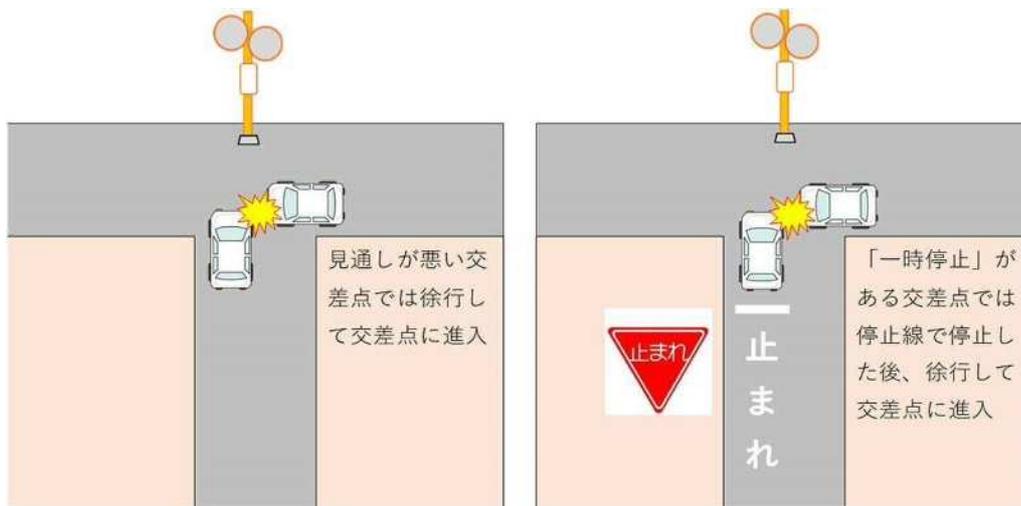


図4

#### 5. カーブミラーの再設置について

カーブミラーの再設置については、改めて現地調査を行い、3. カーブミラーの設置についての「◎交差点等における一般的な設置の判断基準例」で示した設置基準に基づき、必要性を再検討します。

#### 6. 私有地の土地利用の変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

私有地内の土地利用の変更(出入口等の変更)に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、近隣住民の了承が必要となります。自己都合による公共物の移設、撤去の可否については、管理者の判断のもと、自費工事での対応となります。(図5)

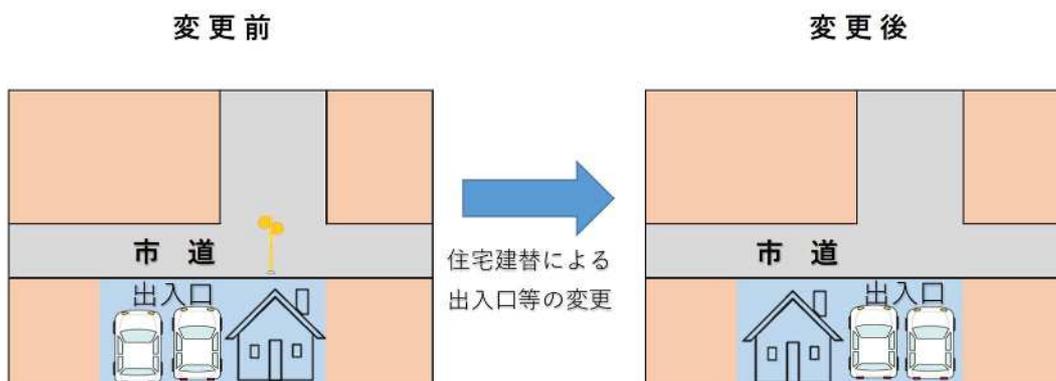


図5

## 7. カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見通しが悪くなっている場合は、防災課(0225-82-1111 消防・交通・防犯係)へ御連絡下さい。角度調整等の対応を行い改善します。汚れや破損等の日常点検や管理につきましては、自治会の御協力をお願い致します。

※車両の接触等により傷ついたり、破損したカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用します。また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行又は利用上において安全に通行ができていないと判断した場合等は撤去を検討します。

## 8. カーブミラーの設置及び撤去要望について

カーブミラーの設置及び撤去は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域住民の同意が必要です。お住いの自治会を通じて防災課へ要望して頂くようお願いいたします。自治会においては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性(交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する)に十分御留意頂きますようお願いいたします。

**※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。(道路交通法第70条)**